

# 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療特別会計

国保医療課

事業の位置付け		
法令	高齢者の医療の確保に関する法律	
総合計画	第1章	「やさしいまち」の実現に向けて
	第1節	安心して暮らせるまち
	施策の名称	安心を支える地域社会づくり
実施計画	新規・継続の別	継続事業
	採択の有無	有
その他の計画	年度策定	
	年度策定	

予 算 措 置						(千円)
科目	款		項		目	
当該年度予算額		前年度予算額		増減額		
670,600		599,600		71,000		
財源内訳						
保険料			その他			
601,272			69,328			
主 な 財 源 の 内 訳						
その他	保険料					601,351
その他	一般会計繰入金					66,817
その他	その他財源（前年度繰越金等）					2,432
全 体 事 業 費						
事業期間	総事業費	国庫支出金	県支出金	保険料	一般財源	
H26	670,600			601,351	69,249	

## ◇ 当該事業を必要とする背景や経緯

高齢化の進展と増え続ける高齢者医療を踏まえ、老人保健に変わる新たな高齢者の医療制度として、平成20年度から運営が開始され、今年度で7年目となる。

### ◇ 事業目的

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民全体で公平に支える制度として運営し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### ◇ 事業効果

高齢者の医療制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとし、医療の質の確保を図りながら、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現した。

### ◇ 事業概要

後期高齢者医療制度は都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する。75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人を対象とする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ▶ 広域連合が行うこと | ○ 市が行うこと         |
| ・ 保険料の決定    | ・ 保険料の徴収         |
| ・ 医療の給付     | ・ 保険証等の引渡し       |
| ・ 保険証の発行    | ・ 各種申請や届出の受付     |
| ・ 制度に関する広報  | ・ 制度に関する広報及び窓口相談 |

